

ご本人はこんなことで困ってしまいます

入院することになった。身元保証人はどうしよう…。



自分が死んだあとのことを頼める人がいない…。ペットのこともどうしよう…。

認知症になったら、お金の管理や介護サービスの契約はどうしよう…。

ご家族はこんなことで困ってしまいます

本人の意識がない。どこまでの治療を望んでいるんだろう？最期をどこでどう過ごしたいんだろう…。



死後の手続き、何をすればいいの？全く分からない…。

本人のお金に関することがわからない…。もしかしたら借金もあったりして…。

健康なうちに自分の意思を残しておくこと、家族や支援者などに伝えておくことが大切なんだね。



だから 転ばぬ先の杖！

おくやみハンドブック ～ご遺族のための手続き案内～

ご家族にご不幸があった際に必要な区役所内外の主な手続きをご案内しています



※青葉区役所 1階区民ホール、2階戸籍課で配布しています

わたしノート（エンディングノート） / もしも手帳

自分の意思を家族や大切な人に伝えるためのノートです。あなたの今の考えを書き込んでおきましょう



青葉区HP
わたしノート



横浜市HP
もしも手帳

【コラム】～遺言書作成時は～
このノートには法的な効力がないため、遺言書の作成については弁護士、司法書士、行政書士など専門家に相談しましょう

問い合わせ先

地域ケアプラザ
TEL 裏表紙参照



青葉区HP
地域ケアプラザ一覧
青葉区
高齢・障害支援課
TEL 045-978-2449
FAX 045-978-2427

成年後見制度

判断能力が不十分な方の財産と権利を法的に守るための制度です
必要になった時に親族などが申し立てるほか、本人が事前に契約することもできます

— こんなとき、必要とされる制度です —
預貯金の管理・解約、不動産の処分、相続手続、介護・医療に関する契約や支払い など

問い合わせ先

地域ケアプラザ
TEL 裏表紙参照

青葉区
高齢・障害支援課
TEL 045-978-2449
FAX 045-978-2427

ペットのために

ペットの責任は、あなた（飼い主）にあります
もしものときのため事前にそなえておきましょう
・預け先、飼育先を決めておく
・意思を託す人、手続きをする人を決めておく（書面などに残す）

犬、猫の引取りについて
飼い続ける努力、新たな飼い主を探す努力を尽くした後、どうしても譲渡先が見つからない場合は、区役所生活衛生課にご相談ください

問い合わせ先

青葉区生活衛生課
TEL 045-978-2465
FAX 045-978-2423

【コラム】～身の周りのことを頼める人がいない方へ～
身元保証会社、お墓の生前契約、死後処理などの信託に関する民間サービスがあります。料金や内容などよく確認して契約しましょう。
トラブルを避けるため事前に支払いを済ませることは慎重に行いましょう。